

興行を行う店主、遊技場営業を行う店主のみなさまへ

興行とは…映画、演芸 など 遊技場とは…ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ など

深夜興行等への 青少年の立入りの制限 **条例第33条**

深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に青少年を興行場又は営業所へ立ち入らせてはいけません。

罰則 違反した者は、**30万円以下**の罰金

また、入り口など見やすい所に、深夜における青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければなりません。

罰則 違反した者は、**10万円以下**の罰金又は料料

■立入禁止の掲示

奈良県青少年の健全育成に関する条例により、
**午後十一時から翌日の午前四時までの間は、
十八歳未満の方の入場をお断りいたします。**

場所提供の禁止 **条例第36条**



未成年者の飲酒、喫煙等の場所にならないように注意してください。青少年が飲酒、喫煙等を行う(かもしれない)と知りながら場所を提供した場合、条例により罰せられます。

罰則 違反した者は、**50万円以下**の罰金